

三、事業主側

- (1) 名 稱 合資會社 山久商店
- (2) 本社並工場所在地 爭議發生場所ニ同シ
- (3) 事業主ノ住所氏名
京橋區小田原町三丁目六番地
代表社員 小 根 久 太郎

(4) 事業ノ種類 薄紙製造販賣業

(5) 資本金 五万円

(6) 企業系統 ナシ

(7) 使用労働者数 五〇名(男) 〇名(女) 事務員 四〇名

(8) 労働賃金 月収最高六十円 最低二十円 平均三十円

(9) 退職手当制度並福利施設ノ有無 ナシ

(10) 事業主ノ団体關係 ナシ

四、労働者側

(1) 爭議参加者数 一〇名

(2) 爭議参加者中組合加盟者数並組合名
一〇名 總同盟關東合同労働組合

(3) 應接団体名 右 同

五、爭議發生原因

標記會社ニアリテハ昭和八年八月一日職工長トシテ招聘セル中谷新三ハ事業ニ對スル熱意ナキニテラス職工監督ノ能力ナキトノ理由ノ下ニ三月一日解雇ヲ言渡シタルニ同人ハ之ヲ不當ナリトシテ應ヤサリシニ因ル

六、経 過

(1) 右解雇ヲ言渡シタル中谷新三ハ同志九名ヲ糾合シテ翌三月二日總同盟關東合同労働組合ニ加盟スルト共ニ之ヲ復職運動ヲ依頼セリ

(2) ヲソテ組合本部委員河田兼義、山縣茂ノ兩名ハ三月四日京橋區